



広労発基 0822 第 1 号

令和 5 年 8 月 22 日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島労働局長

釜石 英雄

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、広島県労働組合総連合ほか 8 者から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。